

会議録

1 日時

2019年6月4日（火）午後2時から午後2時28分まで

2 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県庁 本庁舎6階 正庁

3 出席者

会長、委員25名（うち代理出席11名）、欠席1名
（別添出席者名簿のとおり）
事務局（防災安全局県民安全課）

4 議題

2019年度愛知県交通安全対策実施計画（案）について

5 議事の経過

(1) 開会

○ 事務局（県民安全課主幹）

それでは定刻となりましたので、ただいまから、2019年度愛知県交通安全対策会議を始めさせていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます事務局の小池でございます。よろしくお願いいたします。

愛知県交通安全対策会議運営要綱に規定する、この会議の委員の定足数は27名で、本日の出席者は26名、欠席者は1名となっており、出席者が過半数を超えておりますので、会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

開会に当たりまして、当対策会議の会長であります大村愛知県知事からご挨拶を申し上げます。

(2) 挨拶

○ 議長（大村知事）

皆様こんにちは。愛知県知事の大村です。

本日は、ご多忙の中にもかかわらず、愛知県交通安全対策会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方には、日頃から交通安全の取組に対しまして、格段の御理解、御支援をいただいております。また、それぞれの立場から交通安全対策に取り組んでいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本県の、昨年の交通事故死者数は189人と、前年より11人の減少となり、1950年以来68年ぶりに200人を下回ったものの、全国的には16年

連続でワースト1位という残念な結果となりました。

第10次愛知県交通安全計画では、2020年までに、交通事故死者数を155人以下にするという目標を掲げておりますので、昨年状況は大変厳しいものであると認識をしております。

今年も昨日までに、前年同時期より23人少ないものの、55人の方が交通事故により亡くなられておられます。

本県の交通事故の特徴としては、高齢者や横断中の歩行者が関係する事故が多発していることが挙げられます。

加えて、交通事故死者数全体における、これらの事故による割合は高い水準で推移しております。

第10次計画に掲げる目標の達成に向けましては、こうした本県の特徴を踏まえ、県や皆様方を始めとする関係機関団体の連携の下で、交通事故防止を進めることが必要となります。

本日は、第10次計画に基づき、国、県を始めとする実施機関が本年度実施する具体的な事業内容を定める2019年度交通安全実施計画案について御審議をいただくことといたしております。

交通事故防止を図るためには、道路環境の整備、交通安全教育の推進、道路秩序の維持、車両の安全技術の向上など、多くの関係者により、総合的に施策を推進していただく必要があります。

実施計画の策定後は、それぞれの立場から施策を推進していただき、今年こそ全国ワースト1位を返上したいということでもありますので、何卒お力添えをお願い申し上げたいと存じます。

また、先月8日には、滋賀県大津市におきまして、交差点で信号待ちをしていた園児が、交通事故に巻き込まれ尊い命を奪われるなど、全国各地で悲惨な交通事故が相次いでおります。

愛知県といたしましては、こうした悲惨な交通事故1件でも減らすという強い決意の下、交通事故の防止に全力で取り組んでまいります。

皆様方におかれましても、引き続き、格段の御理解、御支援をいただきますように心からお願いを申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。何卒よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(3) 議事

○ 事務局（県民安全課主幹）

ありがとうございました。

それでは、ただいまから議事に入らせていただきます。

愛知県交通安全対策会議の議長は、愛知県交通安全対策会議運営要綱第2条第3項の規定により、会長であります知事が務めることとなって

おります。大村知事、よろしく申し上げます。

○ 議長（大村知事）

それでは、議長を務めさせていただいて会議を進めさせていただきま
すのでよろしくお願いいいたします。

始めに、本日の会議録につきましては、運営要綱の規定により出席者の
中から議長が指名する2名の方に署名をいただくことになっております
ので、私から指名をさせていただきます。

愛知県町村会の服部豊山町長、そして愛知県警察本部の加藤警察本部
長の2名にお願いをしたいと思っておりますので、何卒よろしく申し上げます。

それでは、本日お諮りいたします議題は、2019年度愛知県交通安全実
施計画案についてでございます。

まずは事務局から説明をいたします。

○ 事務局（県民安全課長）

県民安全課長の竹村でございます。よろしくお願いいいたします。

机上に配付させていただいております、資料1の、2019年度愛知県交
通安全実施計画案に基づいてご説明させていただきます。

始めに、本実施計画案は、交通安全対策基本法第25条に基づいて、
2016年度に策定しました第10次愛知県交通安全計画の基本方針に従い、
本年度実施機関が具体的に講じようとする施策について定めたものであ
ります。

表紙をめくっていただきますと、「はじめに」としまして、本実施計画
の着実な推進に向けて、知事のお言葉を載せております。

次に、1枚めくって目次をご覧ください。

実施計画は、

I 2019年度愛知県交通安全実施計画の目標

II 愛知県の交通事故の現況

III 講じようとする施策

の3部で構成されております。

続きまして、1ページをご覧ください。

Iの2019年度愛知県交通安全実施計画の目標についてであります。

本年度の実施計画の目標は、昨年度に引き続き、交通事故のない社会を
実現することが究極の目標であるが、本県の交通事故情勢等を踏まえ、本
計画に定める諸施策を確実に実施することにより、死者数及び死傷者数
を第10次愛知県交通安全計画に掲げる目標の達成に向けて着実に減少さ
せることを目標とするとしております。

なお、第10次愛知県交通安全計画では、2020年までに、年間の交通事

故死者数を 155 人以下、死傷者数を 3 万 9000 人以下とするという数値目標が定められております。

次に、3 ページをご覧ください。

Ⅱの愛知県の交通事故の現況であります。

2018 年中の本県における交通事故の実態につきまして、6 ページまで表などで記載されております。

昨年中の死亡事故の特徴としましては、4 ページの項目の 3 にありますが、(1) の年齢別では高齢者が亡くなる事故が、(3) の道路形状別では交差点内での事故がそれぞれ半数以上を占めております。

続きまして、Ⅲの講じようとする施策のうち、主要なものにつきまして説明させていただきます。

第 1 節の道路環境の整備についてでございます。

7 ページから 9 ページにかけては、生活道路、通学路等の安全確保に向けた歩行空間の整備が、12 ページには、重大事故の再発防止として、事故発生時における警察、道路管理者による合同点検と、危険箇所において、交通事故を防止するための予防的措置を講じる二次点検プロセスの推進などが記載されております。

このほかにも、22 ページ以降に、高度道路交通システムの活用や、災害に備えた道路交通環境の整備等についても記載されております。

次に、39 ページをご覧ください。

第 2 節、交通安全思想の普及徹底でございます。

幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に応じて、さらには、障害者、外国人などを含め、全ての人に対して、家庭及び民間団体等と連携して、きめ細やかな安全教育や普及啓発活動を推進することなどの内容となっております。

具体的には、41 ページから 43 ページに記載の、啓発 DVD や VR 動画を活用した「ながらスマホ対策」や、44 ページから 46 ページに記載の高齢者対策としての自転車シミュレーターや歩行環境シミュレーターを活用した参加体験型の出張講座などを行ってまいります。

次に、63 ページをご覧ください。

第 3 節、安全運転の確保では、運転者教育の充実を始め、事業用自動車の安全プランに基づく安全対策の推進などについての内容となっております。

次に、78 ページをご覧ください。

第 4 節、車両の安全性の確保では、自動走行技術を含む先進安全自動車の開発や普及促進、さらには、自転車の安全性の確保などの内容となっております。

おります。

次に、83 ページをご覧ください。

第5節、道路交通秩序の維持では、交通事故抑止に資する交通指導取締りの強化等についての内容となっております。

具体的には、県警では交通事故分析システムを活用し、交通事故発生地点、交通街頭活動の実施状況、高齢者の居住実態等をマッチングさせ、総合的な分析を行った上で、選択と集中による交通指導取締りや広報啓発活動を推進しております。

さらに、より効果が上がるようPDCAサイクルを機能させ、必要により方針を見直しながら、様々な対策を進めております。

次に、90 ページをご覧ください。

第6節、救助救急活動の充実では、AEDの使用を含めた応急手当の普及促進や、救急医療体制の施設等の整備についての内容となっております。

97 ページをご覧ください。

第7節、被害者支援の充実と推進では、交通事故被害者等の心情に配慮した支援活動の充実強化などの内容となっております。

101 ページをご覧ください。

第8節、研究開発及び調査研究の充実では、高度道路交通システムなど道路交通の安全に関する研究開発についての内容となっております。

103 ページをご覧ください。

第9節、鉄道交通の安全では、保安監査の実施や、迅速かつ確実な情報提供など、鉄道の安全な運行の確保などの内容となっております。

最後に、109 ページをご覧ください。

第10節、踏切道における交通の安全では、踏切道における立体交差化等の抜本的な対策や構造の改良等の速効的な対策、踏切道の整備等についての内容となっております。

以上で、2019年度愛知県交通安全実施計画案の説明を終わります。

○ 議長（大村知事）

それでは、ただいまから事務局から説明ありました2019年度愛知県交通安全実施計画案につきまして、御意見、補足等ありましたらお伺いしたいと思います。

まず、私から指名をさせていただいてご意見を承ります。

最初に、交通管理者の立場から加藤愛知県警察本部長に伺いたいと思います。

○ 警察本部長

警察本部長の加藤でございます。

皆様方には、交通安全に資する各種活動を通じて、地域社会の安心と安全の確立のため、日々ご尽力をいただいておりますことに対し、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

さて、県内の交通事故情勢につきましては、交通事故死者数は昨日現在55人で、前年と比べて23人減少し、全国ワースト3位となっております。

交通死亡事故の主な特徴について申し上げますと、高齢者の交通事故死者数は34人で、昨年より12人減少しておりますが、全体の約62%と高い割合を占めております。

また、交差点内における死亡事故も25件と、昨年より22件減少しておりますが、こちらも全体の約46%を占めております。

こうした情勢の中、2019年度愛知県交通安全実施計画が策定されるわけではありますが、交通事故死者数が減少傾向にあるとはいえ、最近では東京の池袋や滋賀県大津市を始めとして、社会的な耳目を集める交通事故が全国で相次いで発生しておりますことや、当県におきましても、6月に入ってから、すでに4件の交通死亡事故が発生していることなどを踏まえますと、決して楽観視できる状況ではなく、関係機関が緊密に連携して、諸対策をより強力に推進していかねばならないと考えております。

県警察では、本年の最重要課題の一つに「交通死亡事故の抑止」、副題として「減少傾向の定着」を掲げるとともに、その実現を図るため、業務重点に、「歩行者保護を始めとした交通安全意識のさらなる定着」「交通事故に直結する違反の取締りの強化」「高齢者、子供等の交通弱者に配慮した道路交通環境の整備」の3つを掲げて取り組んでいるところであります。

特に、高齢者の交通安全対策については、今後も高齢化が進展していくことに鑑み、総合的かつ統一的な構想のもとで進めることが必要であります。

県警察では、昨年度、県民に対するアンケート調査や有識者等による検討を実施し、その結果等を踏まえ、高齢者の交通安全対策の中・長期的な構想として、高齢者の交通安全対策グランドデザインを取りまとめたところであります。

グランドデザインにつきましては、県警のホームページに掲載するなど周知を図っておりますが、取りまとめられた対策は多岐にわたりますことから、今後、皆様方とより一層緊密に連携を図ってまいりたいと考えております。

このほかにも、歩行者対策や交差点対策など、交通事故のない社会の実現に向けて、各種施策を積極的に推進してまいりますので、皆様方の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私からの説明とさせ

ていただきます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。

続きまして、児童・生徒に対する交通安全教育を担当する立場から、愛知県教育委員会の長谷川教育長いかがですか。

○ 愛知県教育長

愛知県教育委員会教育長の長谷川でございます。よろしくお願いたします。

教育委員会からはまず、児童・生徒の交通事故の状況についてご説明いたします。

2018年度中に、教育委員会に報告のありました死亡事故、そして入院や1ヶ月以上の治療を要するなどの重大事故の人数であります。小学生で34名、中学生14名、高校生25名で合わせて73名となっております。

そのうち、小学生で3名、中学生で2名、高校生で2名、合わせて7名の尊い命が失われました。このことは非常に残念でなりません。

事故の原因を見てみますと、車の運転者の前方不注意等に起因すると思われる事故が多く、子供が横断歩道を横断していても事故に遭っているケースもございます。

また、事故の状況では、小学生の半数は歩行中であり、中高生では半数以上が自転車乗車中となっております。

子供たちの命を守るためには、危険を予測・回避して、的確な判断のもとに、安全に行動できる実践的な態度や能力を養うことが重要であると認識をしており、学校教育の活動全体を通して取り組んでいるところでございます。

そして、4月に警察庁でまとめた分析資料である、歩行中児童の交通事故の特徴等について、また、5月にも自転車関連事故に係る分析を各学校に周知し、交通事故防止に向けた更なる取組を各学校にお願いをしたところでございます。

今後も引き続き、交通事故の傾向や注意点等の情報提供、特色ある取組を紹介するなどして、各学校が効果的な安全指導に取り組むよう働き掛けてまいります。

併せて、通学路の交通安全対策につきましては、各市町村に設置されております通学路安全推進会議を中心にいたしまして、取組の基本的な方針である交通安全プログラムを着実に運用してまいります。

それとともに、保護者や地域ボランティアの皆さんによる見守り活動の一層の推進を働き掛けてまいります。

なお、交通事故防止はもちろんでございますが、5月28日に神奈川県川崎市でスクールバスを待っていた小学生が多数殺傷されるという大変痛ましい事件がございました。あつてはならないこととございます。

防犯の面においても、通学時の児童生徒の安全確保に向けて、より一層しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

児童・生徒等の交通安全対策につきましては、教育委員会、学校だけではなく、家庭や地域、さらには県警察や道路管理者を中心とした関係機関との協働が必要不可欠でございます。

今後とも緊密な連携と御協力をどうぞよろしくお願いを申し上げます。教育委員会からは以上でございます。

○ 議長（愛知県知事）

ありがとうございました。続きまして、道路管理者の立場から林建設局長いかがでしょうか。

○ 建設局長

建設局長の林でございます。

愛知県の交通事故の現況を、道路管理者の立場で分析してみますと、死亡事故全体の半数以上が幹線道路で発生しております。

また、死者の約6割が、歩行者・自転車の交通弱者が占めており、約4割が自宅から500メートル以内の身近な道路で亡くなっている状況であります。

このため、建設局では、幹線道路の事故対策を一層強化するとともに、身近な生活道路の対策についても取り組んでおります。

まず、幹線道路であります。特に、事故発生割合が高い区間を抽出して、従来からの道路拡幅や交差点を改良する抜本対策のほか、速効対策として、交差点に進入するドライバーに対し、注意喚起を促すため、カラー舗装を進めているところであります。

これまで、カラー舗装を実施した箇所について事故データを確認してみますと、平均事故件数が約4割減少するなど成果を上げております。

今年度も効果検証を行い、より効果的な対策に取り組んでまいります。

また、事故危険箇所の一つになりますが、出合頭の事故が多発しておりました。愛西市の信号のない県道交差点で新たな取組といたしまして、昨年6月、県内で初めて既存の十字交差点を環状交差点、いわゆるラウンドアバウトに形状変更いたしました。

身近な生活道路対策では、歩道設置やバリアフリー化を進めるとともに、最も身近な生活道路である通学路において歩道の整備を重点的に進めております。

また、幹線道路で囲まれた一定のエリアを選定して、自動車の走行データから、交通事故が多発する潜在的な危険箇所を注視し、通過交通や速度抑制するためのハンプや狭窄を設置するなど、人優先の安全安心な道路空間に向けた取組を地域と連携しながら進めてまいります。

関係機関の皆様には今後ともご協力をいただきますようお願い申し上げます。以上です。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございます。それでは続きまして、自動車の安全に係る技術開発を推進する立場から伊藤経済産業局長いかがですか。

○ 経済産業局長

経済産業局の伊藤でございます。

私ども経済産業局は、第10次愛知県交通安全計画において自動車安全に係る技術開発等を推進する立場で参画しており、その推進組織として2013年に組織された自動車安全技術プロジェクトチームの事務局を務めております。

本チームでは、交通事故死者数全国ワースト1位の返上を目指し、本県の企業、大学、行政が一体となって、自動車安全技術に係る研究開発や実証実験、普及啓発などを推進しております。

本プロジェクトチームの下に、2つのワーキンググループを設置し、具体的な活動に取り組んでおり、2018年度は、ゾーン30等、市町村道を対象に取組を行っております。

一つは、プローブ情報活用ワーキンググループで、実際に車が走行した位置や、車速の情報、急ブレーキの発生箇所等の情報であるプローブ情報を活用し、道路対策を行っております。

もう一つは、事故分析ワーキンググループで愛知県タクシー協会等の協力の下、タクシーのドライブレコーダーの事故映像から、交通事故の特徴や原因を分析することで有効な自動車安全技術について検討しております。

さらに、究極の安全技術といわれる自動運転の実証実験にも取り組んでおり、2017年度に10ヶ所、2018年度は3ヶ所と、自動運転の実証実験を全国に先駆けて積み重ねております。

昨年度は、豊橋市の施設内において、遠隔型の自動運転車両2台同時に走行させる実証実験や、一宮市の一般公道において、次世代の通信規格である5Gを活用した遠隔型の自動運転車両を走行させる実証実験等を行っております。

今年度はこれまでの成果を踏まえ、集客施設モデル、住宅団地・郊外モ

デル、ショーケースモデルの3つのモデル地域において、社会実装を見据えた実証実験を実施する予定でございます。

その他、衝突被害軽減ブレーキ等の自動車安全技術を搭載した自動車の体験試乗会や、高齢者の皆様に向けたエコ講習会等を開催することにより、自動車安全技術の普及啓発を強化してまいります。

経済産業局としましては、こうした取組を通じて、交通事故死者数と交通事故の減少に向けて努力してまいります。以上でございます。

○ 議長（大村知事）

ありがとうございました。それでは最後に、県の交通安全に関し、広報啓発を担当する立場から山田防災安全局長いかがですか。

○ 防災安全局長

防災安全局長の山田でございます。

私ども防災安全局では、各季の交通安全県民運動や、年間を通しての交通安全スリーS運動、さらには、歩行者保護運動などの広報啓発活動を推進してまいります。本年度の重点的な取組を3点申し上げます。

第1に、高齢者の交通事故対策では、夜間の事故防止効果の高い反射材の着用促進に向けまして、新聞広告、高齢者向けのイベントブースへの出展、さらには、高齢者が多く集まる医療施設において呼び掛けを行うほか、高齢者の運転者に対しましては、認知症対策の強化が図られました改正道路交通法、さらには、運転免許証の自主返納制度の周知に努めてまいります。

第2に、ドライバーのマナー向上対策では、県内ゆかりの著名人に、自ら心掛けているドライバーマナーを宣言していただきまして、メッセージとして、ラジオ番組で継続的に放送させていただくことにより、広く交通安全を呼び掛けてまいります。

さらに、ながらスマホ行為の根絶に向けまして、主に若年層を対象といたしまして、啓発DVDによる安全教育、さらには、疑似体験動画を活用した参加体験型の啓発キャンペーンなどにより、危険性を訴え掛けるなど意識の醸成を図って参ります。

最後に、歩行者保護対策では、昨年、県や県警察の公用車でいたしました歩行者保護を呼び掛けるマグネットシートを用いた広報活動を、今年は市町村や企業等の車にも拡充して実施するほか、電車内のつり広告を活用して、より広範に訴えてまいります。

防災安全局といたしましては、これら様々な広報活動を通じまして、交差点事故の防止、子供や高齢者の事故防止など、県民の皆様の意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（大村知事）

ありがとうございました。県の関係から5名の方に発言をいただきましたが、委員の皆様の中に、御意見、御質問等ございましたらご発言をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。
- 議長（大村知事）

よろしいですか。

それでは、特に御意見、御質問等ないようでございますので、先ほどご説明いたしました実施計画につきまして、原案どおり決定するということでご異議はございませんでしょうか。
- 委員
異議なし
- 議長（大村知事）

ありがとうございました。

それでは原案どおり決定をいたします。ただいま決定されました実施計画の着実な推進に向けて、本日御出席の委員の皆様方の一層のご尽力をお願いいたします。

また、県民の皆様と一体となった取組を進めることで、交通事故のない社会を実現してまいりたいと考えております。

皆様には、議事の円滑な進行にご協力をいただきましてありがとうございました。

これをもちまして、議長の役目を終わらせていただきます。
事務局にお返しします。
- 事務局（県民安全課主幹）

大村知事ありがとうございました。

以上をもちまして、2019年度愛知県交通安全対策会議を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきありがとうございました。

お帰りの際には、交通事故等に十分に気をつけてお帰りいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

会議録署名委員

愛知県町村会 行財政副部会長

会議録署名委員

愛知県警察本部 警察本部長
